

令和3年度 都心のエネルギー利用の最適化・強靱化に向けた基礎調査

公募型企画競争 提案説明書

この要領は、札幌市が実施する「令和3年度 都心のエネルギー利用の最適化・強靱化に向けた基礎調査」の委託の相手方を選定するためのプロポーザルに関して、必要な事項を定めることを目的とする。当該プロポーザルについては、札幌市契約規則、札幌市物品等又は特定役務の調達事務の特例を定める規則その他関係法令に定めるもののほか、この提案説明書によるものとする。

1 業務名

令和3年度 都心のエネルギー利用の最適化・強靱化に向けた基礎調査

2 背景および目的

近年、地球温暖化と気候変動に対する取組が世界的に進められている中、都市機能が多く集積し他の地域と比べてエネルギー需要の大きい札幌都心では、今後の再開発や建替えに伴いエネルギー需要がさらに高まることが予想されることから最適なエネルギー利用が求められる。また、東日本大震災や北海道胆振東部地震等、国内で頻発する自然災害の現状を踏まえ、札幌都心では非常時に都市機能を維持するために必要なエネルギーの確保によるエリア全体の強靱化が求められる。

札幌都心におけるエネルギーの最適利用の実現に向けては、コージェネレーションや熱導管等のハード整備によるエネルギーネットワークが十分構築されエネルギーの面的利用が促進されるとともに、ICT 技術等を活用した熱・電気の需給管理が必要である。また、都心の強靱化に向けては、災害による大規模停電が発生した場合でも長期かつ必要十分な非常用エネルギーを供給できるだけのエネルギー供給拠点が整備され、エネルギーネットワークによるエリア内での面的なエネルギー融通およびルール整備が必要である。

しかしながら、エネルギー利用の最適化・強靱化の実現にあたり、札幌都心の現状および今後の開発動向におけるエリア内で必要なエネルギーの供給量や、それらを供給するために必要なエネルギー供給拠点およびネットワークの最適な配置が具体的かつ即地的でないほか、災害時における札幌都心の都市機能維持および業務継続のために、最低

限必要となる非常用エネルギー量の把握や優先的にエネルギーを供給すべき施設の位置付けが不十分である。

そのため、札幌都心の平常時に必要なエネルギー量を把握し、それらを最適利用するためのエネルギーネットワークの構築やハード整備およびエネルギー需給管理の在り方に関する検討、並びに非常時における札幌都心の都市機能維持に必要なエネルギー量を把握し、それらを供給するための非常用発電機やコージェネレーション等の整備およびエネルギーの供給体制や地域の連携体制の在り方について検討が必要である。

本業務は、札幌都心における将来的なエネルギー施策の展開を見据えた平常時のエネルギー利用の最適化および非常時のエネルギー供給体制の強靱化を目的として、都心のエネルギー消費の現状を把握し、目的達成に資する基本的な考え方や方向性および方策について検討を行う。

なお、本業務を進めるにあたり、2013年度実施の「都心エネルギー基礎調査」業務の成果を活用することとする。

3 業務内容

(1) 事業者アンケートによる都心のエネルギー利用実態調査

- ・内容：過年度実施の都心エネルギー基礎調査にて調査対象としていた建物をベースに選定した業務対象区域内の建物（下記(3)の対象建物を含む 200 棟程度）を対象に、熱・電力の需給状況の調査。
- ・方法：対象建物の事業者に対し、過年度実施の都心エネルギー基礎調査にて実施した内容を基にアンケート調査を依頼し、回答結果を集計。（回収率 70%程度を想定）

(2) 都心建物の床面積別・用途別エネルギー消費量調査

- ・内容：業務対象区域内における現状の建物の床面積別および建物用途別のエネルギー消費量について分析。
- ・方法：ア 上記(1)の実態調査結果をベースに建物用途別のエネルギー消費量原単位を算出。
イ 都市計画基礎調査データを活用して業務対象区域の建物の用途・床面積ごとに原単位を適用し、現状のエネルギー消費量を街区単位で算出。

(3) 都心建物の建替え効果に関する比較検証

- ・内容：第2次都心まちづくり計画に定める都心強化先導エリア内の建物のうち2014年度以降建替えのあった建物（10件程度）を対象に、建物の建替え前のエネルギー消費量と建替え後のエネルギー消費量について比較し、建替えケースごとの効果を分析。
 - ・方法：対象建物について、過年度実施の都心エネルギー基礎調査結果と現状のエネルギー消費量を比較。
- (4) 都心の非常時における必要エネルギー量調査
- ・内容：業務対象区域内における建物の床面積別および建物用途別の非常時の必要エネルギー量について分析。
 - ・方法：非常時の必要エネルギー量に関する技術的、学術的資料等を参考として、非常時における建物の用途別の必要エネルギー割合を検討し、業務対象区域の非常時の必要エネルギー量を街区単位で算出。
- ※特に第2次都心まちづくり計画に定める都心強化先導エリアについては、建物ごとに非常時の必要エネルギー量を算出。
- (5) 都心のエネルギー利用の最適化・強靱化に向けた基礎検討
- 上記(1)～(4)で得られた業務対象区域内におけるエネルギー利用に関する各種データや既存のエネルギーネットワークの整備状況、および札幌市の行政計画である「都心エネルギープラン」に位置付ける取組方向や活動指標を基に、札幌都心の今後のエネルギー利用の最適化や強靱化に向けた基本的な考え方や方向性および方策について検討する。主な検討内容は以下の通り。
- ・都心の既存インフラの整備状況を踏まえた、エネルギーの最適化・強靱化に資する今後の熱導管幹線整備やエネルギーセンターの配置論
 - ・都心の熱と電力利用の最適化につながるエネルギー需給管理の在り方
 - ・都心のエリア防災の強化に向けた、災害時のエネルギー供給体制や札幌市と地域との連携体制の在り方
- (6) 報告書の作成
- 上記(1)～(5)の取組結果をまとめた報告書を作成し、札幌市に提出すること。

4 業務規模

6,500千円（消費税および地方消費税10%を含む）を上限額とする。

※ 契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

5 委託期間

契約締結日から令和4年3月18日（金）まで

6 成果品

(1) 報告書

- ア A4判製本（図面等A3判） 3部（可能な限り古紙再生率100%とする。）
- イ A4判概要版 3部（可能な限り古紙再生率100%とする。）
- ウ 電子データ 上記報告書の電子データを整理し、電子媒体（CD-R 又はDVD-R）で1組提出（PDFデータに加え、Word、Excel、PowerPointデータ等作業可能なデータも提出すること。）

(2) そのほか関連説明資料等 一式

7 参加資格

以下の要件すべてに該当するものに限る。グループ等で応募する場合も構成員全てにかかる要件である。なお、契約の相手方はグループ等の代表社（者）とし、他の構成員は協力会社（者）となる。

- (1) 札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において業種が「役務（一般サービス業）」の「情報サービス、研究・調査企画サービス業」に登録されている者、又は大分類「建設関連サービス業」に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 公募開始日から契約締結日までの期間に、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続き又は再生手続きの開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされている者でないこと。

※ 複数者が協力して参加する場合、構成員すべてが(1)～(5)を満たす必要があるこ

とに注意すること。

※ 技術士、一級建築士等の法令等に基づく特別な資格の有無を問わない。

※ 複数者が協力して参加した場合、契約の相手方は代表者とし、他の構成員は協力者となる。

8 企画提案を求める項目

(1) 都心におけるエネルギーネットワーク整備の在り方について

札幌都心の既存エネルギーネットワークの整備状況や都心エネルギープランの方向性を十分に踏まえたうえで、本業務にて取得するデータを活用し最適な熱導管幹線の整備区間やエネルギーセンターの配置位置を検討するにあたり重視すべき点について、将来的なエネルギー施策の展開を見据えて提案すること。

(2) 都心における平常時のエネルギーの最適利用の在り方について

都心エネルギープランの方向性を十分に踏まえたうえで、本業務にて取得するデータを活用し都心におけるエネルギー利用の最適化に向けた手法を検討するにあたり重視すべき点について、将来的なエネルギー施策の展開を見据えて提案すること。

(3) 都心における非常時のエネルギー供給体制の在り方について

都心エネルギープランの方向性を十分に踏まえたうえで、本業務にて取得するデータを活用し非常時における強靱なエネルギー供給体制の構築に向けた手法を検討するにあたり重視すべき点について、将来的なエネルギー施策の展開を見据えて提案すること。

(4) 独自提案について

本業務を実施するにあたり、提案者が必要、効果的と考える事柄があれば提案を行うこと。

9 申込方法

(1) 提出書類

正本は、以下のア～カの構成で一式とし、1部提出すること。(提出にあたっては、一式を左肩一箇所でホチキス留めすること。)

副本は、以下のイ～オの構成で一式とし、10部提出すること。(提出にあたっては、

一式をゼムクリップで留めること。ホチキスは使用しないこと。）

なお、いずれの場合も特別な製本、折込等はしないこと。また、用紙の規格、枚数、様式等は厳守すること。

ア 参加意向申出書(A4判、1枚、様式1)

イ 業務従事者一覧(A4判、片面印刷、必要枚数、様式2)

ウ 類似・関連業務等実績一覧(A4判、片面印刷、必要枚数、様式3)

エ 業務体制の概要および実施方法・スケジュール

(A4判、片面印刷、必要枚数、様式4)

オ 企画提案書(A3判横づかい、片面印刷、2枚以内、様式自由)

カ 業務費内訳書(積算書)(A4判縦づかい、片面印刷、必要枚数、様式自由)

(ア) 内訳として、「①直接人件費」、「②直接経費」、「③一般管理費」、「④消費税および地方消費税」の4項目を記載すること。

(イ) ①、②、③の合計額に対して④を算出すること。

(ウ) ①の内訳として、前述の「3 業務内容」で定める(1)～(5)の5項目について、それぞれ直接人件費を記載すること。

(2) 提出方法および提出先

郵送又は持参にて以下に提出すること。

〒060-8611 北海道札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市 まちづくり政策局 政策企画部 都心まちづくり推進室 (5階南側)

(3) 提出期限

令和3年10月4日(月)12:00【必着】

(4) 提出書類の入手方法

様式については、札幌市公式ホームページにてワードデータが取得可能であるとともに、提出先である札幌市 まちづくり政策局 政策企画部 都心まちづくり推進室でも配布する。

【札幌市公式ホームページ】

<http://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/keiyaku/keiyaku.html>

(5) 提出書類の記載にあたっての注意事項

記載にあたっては、以下の事項に留意すること。

ア 業務従事者一覧について

- (ア) 今回の業務を受託する場合に、実務に携わる者を記載すること。
- (イ) 委託の相手方として選定された場合、業務を進めるにあたって他の会社（者）の協力が予定されている場合についても記載すること。
- (ウ) 本業務について全般的かつ総合的な役割を担う総括責任者を明記すること。
- (エ) 業務実施中、札幌市との打合せ等の際に常に参加するなど札幌市との窓口となる実務従事者の氏名の後ろには（○）を付けること。

イ 類似・関連業務等実績一覧について

本業務に活かすことができると考える類似・関連業務の実績について、差し支えない範囲で極力具体的に記載すること。なお、これまでの実績で特筆すべきものがあれば、企画提案書に詳細に記載しても良い。ただし、その場合も企画提案書の枚数の追加は認めない。

ウ 企画提案書について

- (ア) 企画提案は具体性をもって、簡潔かつ明瞭に記載すること。
- (イ) 提出された企画提案書等は返却しない。

(6) 参考資料

ア 都心エネルギーマスタープラン

<http://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/energy-index.html>

※ 冊子版は後述「**15 問い合わせ先**」において配布

イ 都心エネルギーアクションプラン

<http://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/energy-index.html>

※ 冊子版は後述「**15 問い合わせ先**」において配布

ウ 2013年度「都心エネルギー基礎調査」報告書

※ 後述「**15 問い合わせ先**」において貸与

10 質問および回答方法

(1) 質問方法

質問がある場合は、質問受付期間内に、所定の質問書（様式5）に質問の要旨を簡潔に記入し、札幌市まちづくり政策局都心まちづくり推進室宛にFAX又は電子メールで送信すること。

電子メールのタイトルは「令和3年度都心のエネルギー利用の最適化・強靱化に向けた基礎調査 質問書」とし、令和3年9月29日（水）12：00まで受け付けるものとする。

送付先電子メールアドレス：ki.downtown@city.sapporo.jp

(2) 質問に対する回答

質問者には随時回答するとともに、企画提案をいただくうえで広く周知した方が良くと判断されるものは、質問者の名を伏せてホームページで公表する。なお、意見の表明と解されるもの等については、回答しないことがある。

11 選定方法について

企画提案は、札幌市の関係部局の職員などからなる「令和3年度 都心のエネルギー利用の最適化・強靱化に向けた基礎調査」企画競争実施委員会（以下、『実施委員会』と言う。）において、後述「**12 評価基準**」により(1)、(2)のとおり審査を行い、最も優れた企画提案者を選定する。

(1) 一次審査（書類審査）

ア 提出書類による書類審査を行う。

イ 一次審査通過の企画提案は、総合的に評価を行い3件程度とする。

ウ 一次審査の結果は、確定後直ちに企画提案者全員に文書で通知する。

エ 応募件数が3件程度以下の場合は一次審査を省略する。この場合は、企画提案者全員に別途連絡する。なお、応募者が1件の場合、最終審査において最低基準点を超えていれば最も優れた企画提案者として選定する。

(2) 最終審査（ヒアリング）

ア 一次審査を通過した企画提案に対し、ヒアリングを実施する。

イ 出席者は総括責任者を含む最大3名までとする。

ウ ヒアリングは1社（者）約30分（説明20分、質疑10分）を想定し、順次個別に行う。（一次審査の通過数により、1社（者）あたりのヒアリング時間は変更となる可能性がある。）

エ ヒアリングの詳細については、別途通知する。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえ、ヒアリングをリモートで実施する可能性があるため、留意すること。

オ ヒアリングの結果は、速やかに企画提案者全員に対し、文書により通知する。

(3) 契約の相手方について

ア 契約の相手方は、上記審査によって選定された者との間で、随意契約により行うことを原則とする。その手続きについては、札幌市契約規則による。

イ 選定された者との交渉が不調に終わった場合、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

ウ 企画提案にあたり、虚偽の記載など不正とみなされる行為を行った場合には、契約の相手方としない場合がある。

エ 契約候補者が提案書類に記載した事項の変更は、原則として認めない。

(4) 審査スケジュール（予定）

ア 一次審査（書類審査） 令和3年10月6日（水）

イ 最終審査（ヒアリング） 令和3年10月13日（水）

※ 上記スケジュールは変更となる場合がある。

12 評価基準

- (1) 審査は下表に示す審査項目による総合点数方式とし、満点の6割を最低基準点と定める。
- (2) 一次審査においては、最低基準点を超えた者のうち、委員会委員の評価の合計点数が高い順に通過者を決定する。
- (3) 最終審査においては、一時審査の結果は持ち越さないものとし、最終審査における実施委員会委員の評価の合計点数が最も高い提案者を契約候補者とする。合計得点が同点となった場合は、評価の視点(1)～(3)の合計得点が高かった企画提案に決定し、それでもなお同点となる場合は、実施委員会の協議により決定する。
- (4) 企画提案への参加者が1社(者)となった場合は、合計得点が最低基準点に満たない場合は不採択とする。

評価の視点	配点
(1) 都心におけるエネルギーネットワークの整備の在り方について ・札幌都心の既存エネルギーネットワークの整備状況や都心エネルギープランの方向性を十分に踏まえたうえで、本業務にて取得するデータを活用し最適な熱導管幹線の整備区間やエネルギーセンターの配置位置を検討するにあたり重視すべき点について、将来的なエネルギー施策の展開を見据えた提案が適切にされているか。	25
(2) 都心における平常時のエネルギーの最適利用の在り方について ・都心エネルギープランの方向性を十分に踏まえたうえで、本業務にて取得するデータを活用し都心におけるエネルギー利用の最適化に向けた手法を検討するにあたり重視すべき点について、将来的なエネルギー施策の展開を見据えた提案が適切にされているか。	25
(3) 都心における非常時のエネルギー供給体制の在り方について ・都心エネルギープランの方向性を十分に踏まえたうえで、本業務にて取得するデータを活用し非常時における強靱なエネルギー供給体制の構築に向けた手法を検討するにあたり重視すべき点について、将来的なエネルギー施策の展開を見据えた提案が適切にされているか。	25
(4) 独自提案について ・業務の目的を達成するにあたり、独自性のある効果的な提案があるか。	10
(5) 業務実績、執行体制について ・業務全体を円滑に進められると判断できる十分な業務実績があるか。 ・業務従事者の経験、実績等の妥当性、有効性の観点から、業務全体を円滑に進められる執行体制の提案となっているか。 ・本市の求めに応じて、迅速に対応できる体制の提案となっているか。 ・業務の目的等を十分に理解した業務体制および実施方法となっているか。	10
(6) 積算、スケジュールについて ・積算書は予算規模の範囲内で提案されているか、また予算の配分が適切か。 ・履行期間内に十分執行可能なスケジュールとなっているか。	5
合計	100

13 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をし、その他不正の行為をした者
- (2) 本要領に定める手続以外の手法により、選定委員会の委員および市職員から助言、援助その他審査の公平を疑われるような行為を受けた者又は当該行為を求めた者
- (3) 本プロポーザルの手続期間中に指名停止を受けた者
- (4) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本要領および各様式の

留意事項に適合しなかった者

- (5) 審査の公平性を害する行為を行った者
- (6) その他、本要領等に定める手続、方法等を遵守しない者

14 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用については参加者および提案者の負担とする。
- (2) 提出書類の著作権は、各提案者に帰属する。
- (3) 提出書類は、原則として公開しない。ただし、本プロポーザルの実施に必要な場合、提出書類等を札幌市が利用することを許諾することとする。(複製を含む。)
- (4) 提出期限後の提出、差替え、変更、再提出および追加は認めない。
- (5) 業務従事者一覧に記載された総括責任者は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、変更することができない。
- (6) 入選者は、その後の委託業務の遂行に必要な場合、提出書類等を札幌市が利用することを許諾することとする。(複製の作成を含む。)
- (7) 札幌市が提供した資料は、札幌市の了解なく公表、使用することができない。
- (8) 本業務に係るデザイン、意匠、著作権および業務に付随して発生する全ての権利は札幌市に帰属し、本市の許可なく無断で使用、情報提供等を行うことを禁ずる。また、本業務に関連して得られた個人および企業情報等の全てについて、本市および当該個人並びに当該企業の代表者の許可なく第三者に情報提供又は情報を漏らすことを禁ずる。

15 問い合わせ先

〒060 - 8611 札幌市中央区北1条西2丁目（札幌市役所5階）

札幌市 まちづくり政策局 政策企画部 都心まちづくり推進室 都心まちづくり課

担当：吉村、菅原 TEL：011-211-2692 FAX：011-218-5112